

対象：認可保育所、認定こども園（保育園部）、小規模保育

袋井市「保育所等の入所に係る利用調整指数」について

◇保育所等の利用調整は、12～13頁に定める「保育所等の入所に係る利用調整指数」により実施し、指数（基本指数【1】及び調整指数【2】【3】の合計値）の値の高い順に、利用を希望する施設について調整を行います。

◇指数の確認に必要な書類が未提出の場合は、指数値は加算されませんので、ご注意ください。

指数の確認に必要な添付書類

各状態は、次の書類により確認させていただきます。
就労証明書、実施申立書は市が用意した様式を使用してください。（様式は、袋井市教育会館すこやか子ども課、支所市民サービス課、市内認可保育所等にありますが、また、市のホームページからダウンロードもできます。）

※「写し」とあるものは、申込時に原本をお持ちいただければ、すこやか子ども課窓口にて、コピーをお取り致します。

■基本指数【1】（児童の父・母の状態）の確認書類

類型	提出書類1	提出書類2
就労	●「就労証明書」 ※育児休業明けでの入所申し込みは、「育児休業」欄の記載も必要。	
妊娠・出産	●「母子健康手帳」、または「妊娠診断書等」の写し ※母親名と出産(予定)日が確認できるもの。 ※母子健康手帳内に、分娩予定日を記載するページがあります。	
疾病	●「医師の診断書」の写し ※保育できない理由や必要な療養期間を記入してもらってください。	
障がい	●「障害者手帳」の写し ※手帳名、手帳番号、障がい等級、住所氏名、有効期間が分かること。 手帳に記載の無い項目は、なくても可。	
同居親族の 介護・看護	●対象者の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し、または「介護・看護が必要と分かる医師の診断書」など	
災害	●災害に遭ったことを証明する「罹災証明書」など ※罹災証明は、災害を受けた場合に、市の税務課で発行。	
求職 (求職活動)	●「ハローワーク受付票」、または「派遣登録証」の写し	・保育の実施申立書
就学	●「在学証明書」や学生証の写しなど ●職業訓練校の場合は、「職業訓練受講指示書」の写し ※これから願書を提出する場合は、「願書の写し」や「入所案内資料」等を添付資料とし、入学が決まった場合は、すみやかに「入学通知書」等の書類の写しを提出。	
虐待・DV	●「公的機関から発行された証明書」等の写し ※児童虐待やDV等に関し、警察署や行政（市役所）等の証明印が押されている書類の写しを提出。	

■調整指数【2】（家庭の状況等）の確認書類

No.	細目	提出書類
4	離婚調停中の場合	・「調停通知書」など、離婚調停にかかる裁判所からの通知の写し
7	当該児童が、障害者手帳や療育手帳を有する場合	・当該児童の「障害者手帳」や「療育手帳」の写し
8	当該児童以外の小学生以下の兄弟姉妹が、障害者手帳や療育手帳を有する場合	・関係児童の「障害者手帳」や「療育手帳」の写し
9	当該児童が、専門機関から発達に関する指摘を受けている場合	・当該専門機関による診断書や受診記録等（指摘を受けていることが分かるもの） ・その他の機関（「はぐくみ」や「保健センター（どんぐり教室含む）」等）からの指摘の場合は、その内容を「家庭状況確認シート」の該当欄にご記入ください。
13	保護者が、特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合	※父母の「就労証明書」により確認します。
14	保護者が、袋井市内の放課後児童クラブで勤務する放課後児童クラブ指導員の場合	※父母の「就労証明書」により確認します。
15	当該児童が、児童福祉法における「特別の支援を要する家庭の児童」に該当する場合	※児童相談所等から通知される文書により市側にて確認します。

■調整指数【3】（児童の祖父母の状態）の確認書類

- ・令和4年4月1日時点で 70歳未満の祖父母と同居している場合に、ご提出ください。
- ・資料の提出がなくても申込みできますが、その分だけ利用調整内容、優先順位が低くなりますのでご承知おきください。

細目	提出書類1	提出書類2
就労	・「就労証明書」	
求職	・「ハローワーク受付票」の写し（「派遣登録証」の写しも可）	・保育の実施申立書
疾病	・「医師の診断書」の写し ※必要な療養期間を記入してもらってください。	・保育の実施申立書
障がい	・該当する「障害者手帳」の写し ※手帳名、手帳番号、障がい等級、住所氏名、有効期間が分かること。 手帳に記載の無い項目は、なくても可。	・保育の実施申立書
要介護	・「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し ※要介護の等級が分かること。	・保育の実施申立書
同居親族の介護・看護	・対象者の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写しまたは「介護・看護が必要と分かる医師の診断書」など	・保育の実施申立書

■袋井市「保育所等の入所に係る利用調整指数」

(令和4年度入所適用)

◇保育所等の利用調整は、次の表に定める「基本指数」と「調整指数」の合計値に基づき行います。

◇指数の確認に必要な書類が未提出の場合は、指数値は加算されませんので、ご注意ください。

◇利用調整においては、袋井市民(転入予定者含む。)を優先します。

【1】基本指数(児童の父・母の状態)

※父母それぞれの状況について指数付け。

No.	類型	細目	指数	
			父	母
1	就労	週40時間以上かつ月160時間以上の就労を常態	25	25
		週30時間以上かつ月140時間以上の就労を常態	24	24
		週30時間以上かつ月120時間以上の就労を常態	23	23
		週20時間以上かつ月100時間以上の就労を常態	22	22
		週20時間以上かつ月80時間以上の就労を常態	21	21
		週16時間以上かつ月72時間以上の就労を常態	20	20
		週16時間以上かつ月64時間以上の就労を常態	19	19
	上記以外で、月64時間以上の就労を常態	17	17	
	内職	内職で、月64時間以上の就労を常態	19	19
2	妊娠・出産	出産(予定)日の前後8週の属する月		20
3	疾病・障がい	1ヶ月以上の入院または常時病臥	25	25
		精神性疾患、感染性疾患、難病指定の病気	23	23
		上記以外で、1ヶ月以上の加療を要する	19	19
	障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	25	25
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級	22	22
		身体障害者手帳4級以下	19	19
4	同居親族の介護・看護	病院等の指示により、1ヶ月以上の付き添いが必要	25	25
		(被看護・被介護者が) 要介護3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、難病指定による病気	23	23
		(被看護・被介護者が) 要介護1～2、身体障害者手帳3～4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級	21	21
		(被看護・被介護者が) 上記以外で、介護・看護が必要と認められるもの	19	19
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧	35	35
6	求職	就労未定・求職活動中	15	15
7	就学	国・県等設置の職業訓練施設や学校教育法に定める学校等に就学(通学)	19	19
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれ(社会的養護が必要)	35	35
9	不在	死亡・離別・行方不明・拘禁など	25	25
10	特例	上記各項目に類するものとして、市長が認める場合(※指数は各項目に準拠)	※	※

【2】調整指数1(家庭の状態等)

※当てはまる項目は重複して指数付け。(No.5・6はどちらかのみ)

No.	細目(年齢は、入所希望年度の4月1日時点で判定)	指数	
1	生活保護世帯の場合	+23	
2	両親とも不在の場合	+23	
3	ひとり親世帯の場合	+20	
4	離婚調停中の場合 ※調停通知書などの調停資料の写し	+12	
5	小学生以下の兄弟姉妹が3人以上いる場合(当該児童を含む。)	+4	
6	小学生以下の兄弟姉妹が2人いる場合(当該児童を含む。)	+2	
7	当該児童が、障害者手帳や療育手帳を有する場合(集団保育可能な場合に限る。)	+6	
8	当該児童以外の小学生以下の兄弟姉妹が、障害者手帳や療育手帳を有する場合	+2	
9	当該児童が、専門機関から発達に関する指摘を受けている場合	+4	
10	入所希望園に兄弟姉妹が既に入所している場合(入所年度に卒園している場合は不可)	+12	
11	地域型保育事業の利用児童が、卒園等により利用施設・事業を変更しなければならない場合	+17	
12	市内認可外保育施設の閉鎖又は認可施設への移行により、他の保育施設(認可施設への移行の場合は同保育施設に限る。)への入所を希望する場合(袋井市民に限る。) 公立幼稚園の認定こども園への移行により、利用保育時間が短くなり、延長預かり保育の利用者が同施設保育部への入所を希望する場合(袋井市民に限る。)	+5	
13	保護者が、特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合	常勤又は常勤に準ずる者(1日6時間以上かつ月20日以上勤務)	+10
		上記以外の者	+3
14	保護者が、袋井市内の放課後児童クラブで勤務する放課後児童クラブ指導員の場合	+5	
15	当該児童が、児童福祉法における「特別の支援を要する家庭の児童」に該当する場合	+100	

※祖父母それぞれの状況について指数付け。

【3】調整指数2（児童の祖父母の状態）			指数					
			父方の		母方の			
No.	細目（年齢は、入所希望年度の4月1日時点で判定）		祖父	祖母	祖父	祖母		
A	児童と別居している		0	0	0	0		
	児童と同居しているが、70歳以上		0	0	0	0		
B	児童と同居していて、65歳以上70歳未満		△6	△6	△6	△6		
	児童と同居していて、65歳未満		△8	△8	△8	△8		
※上記「B」で減算しても、添付資料により次の状況が確認できる場合は、「C」の指数を加算する。（ただし、B+Cの上限は0とする）								
C	就労	外勤	週40時間以上の就労を常態	+8	+8	+8	+8	
			週32時間以上の就労を常態	+7	+7	+7	+7	
			週24時間以上の就労を常態	+6	+6	+6	+6	
			週20時間以上の就労を常態	+5	+5	+5	+5	
			週16時間以上の就労を常態	+4	+4	+4	+4	
			週10時間以上の就労を常態	+3	+3	+3	+3	
			上記以外で、就労を常態	+2	+2	+2	+2	
	内職	内職で、月64時間以上の就労を常態		+2	+2	+2	+2	
		求職中	求職活動中	+1	+1	+1	+1	
	疾病・障がい	疾病	1ヶ月以上の入院または常時病臥	+8	+8	+8	+8	
			精神性疾患、感染性疾患、難病指定の病気	+8	+8	+8	+8	
			上記以外で、1ヶ月以上の加療を要する	+6	+6	+6	+6	
		障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級		+8	+8	+8	+8
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級		+6	+6	+6	+6
			身体障害者手帳4級以下		+3	+3	+3	+3
	要介護	(祖父母本人が) 要介護3～5		+8	+8	+8	+8	
		(祖父母本人が) 要介護1～2		+6	+6	+6	+6	
	同居親族の介護・看護 (被看護・被介護者が)	同居親族の介護・看護	1ヶ月以上の入院または常時病臥	+8	+8	+8	+8	
			精神性疾患、感染性疾患、難病指定の病気	+8	+8	+8	+8	
			身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	+8	+8	+8	+8	
身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級			+6	+6	+6	+6		
身体障害者手帳4級以下			+2	+2	+2	+2		
75歳以上の後期高齢者			+8	+8	+8	+8		
上記以外で、介護等が必要な者の介護等を常に行っている		+3	+3	+3	+3			
上記「C」のいずれにも該当しない			0	0	0	0		
※小計（「A」または、「B+C」。ただし、上限は0）			≤0	≤0	≤0	≤0		

【別表：同点の場合の優先順位】

◇指数の合計が同点の場合は、園の利用希望順(第○希望)を踏まえた上で、下表の項目順で優先順位を決定します。

No.	判定項目(同点者間で比較し、当てはまる時点で決定)
1	ひとり親世帯の場合
2	生活保護世帯の場合
3	当該児童が障がいを有する場合
4	兄弟姉妹が同じ保育施設に入所できる場合(既に兄弟姉妹が入所している場合を含む。)
5	小学生未満の兄弟姉妹が多い場合
6	世帯で保育料の滞納がない場合(兄弟姉妹、卒園・退園児童を含む。)
7	上記の項目ほか保護者等の状況から、より保育の必要性がある場合を総合的に判断